3　第三十九条の百十二第二項及び第三項の規定は、前項各号の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有するかどうかの判定について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資」とあるのは、「全部」と読み替えるものとする。

第三十九条の百十八第十九項を次のように改める。

19　法第六十八条の九十一第八項第二号に規定する政令で定める金額は、同条第四項の規定により同項に規定する連結事業年度の連結所得に対する同項に規定する法人税の額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　各連結法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額（法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。次号及び第二十二項において同じ。）の合計額

二　各連結法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額

第三十九条の百十八に次の三項を加える。

20　法第六十八条の九十一第四項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の四十三の規定の適用については、同条第二項中「合計額を」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する個別控除対象所得税額等相当額がある場合には、当該個別控除対象所得税額等相当額を控除した金額）を」と、同項第七号及び第八号中「の規定を適用しないものとした場合に法」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第四項の規定を適用しないものとした場合に法」と、「の規定を適用しないものとした場合に同法」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第十項の規定を適用しないものとした場合に地方法人税法」とする。

21　法第六十八条の九十一第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令第三条の規定の適用については、同条第五項中「第十二条の二」とあるのは「第十二条の二並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第十項」と、「うちに租税特別措置法」とあるのは「うちに同法」とする。

22　法第六十八条の九十一第十三項第一号に規定する政令で定める金額は、同条第十項の規定により連結親法人に係る各課税事業年度（同項に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の同条第十項に規定する所得地方法人税額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結親法人の当該課税事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額の合計額

二　当該連結親法人の当該課税事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額又は当該連結子法人の当該連結事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額

第三十九条の百二十の二第一項第二号中「第三十九条の百二十の四第六項」を「第三十九条の百二十の四第八項」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

四　次条第十項において準用する第三十九条の百十六第三項に規定する部分対象外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関（同号イ(2)に掲げる外国法人に限る。）及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関（同号ロに掲げる外国法人に限る。）

第三十九条の百二十の三第一項中「次項及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三十九条の百十六」を「第三十九条の百十六第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第三十九条の二十の三第十項」を「第三十九条の二十の三第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、「第三十九条の百十五第一項」の下に「（第五号を除く。）」を、「若しくは第二項」の下に「（第十八号を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十九条の百十四の二第二十項（仁）に、「第三十九条の百十四の二第十九項第二号」を「第三十九条の百十四の二第二十項第二号」に、「第十五項各号」を「第十六項各号」に、「第十五項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の百十四の二第十五項（仁）を「第三十九条の百十四の二第十六項（仁）に、「第十六項」を「第十七項」に、「第三十九条の百十四の二第十五項第一号」を「第三十九条の百十四の二第十六項第一号」に、「第三十九条の百二十の三第二項各号」を「第三十九条の百二十の三第三項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ロに規定する政令で定める経営管理は、同号ロに規定する特定外国金融持株会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営管理とする。

第三十九条の百二十の四第二十二項中「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第四十条の七第六項各号列記以外の部分又は第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）」を「、法第四十条の七第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）又は法第六十六条の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に、「第三十九条の二十の四第二十二項」を「第三十九条の二十の四第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第三十九条の百十七の二第二十六項」を「第三十九条の百十七の二第二十八項」に、「第三十九条の百十七の二第二十九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第三十九条の百十七の二第二十四項」を「第三十九条の百十七の二第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十九条の百十七の二第九項から第十二項まで」を「第三十九条の百十七の二第十一項から第十四項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第三十九条の百十七の二第二十三項」を「第三十九条の百十七の二第二十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第三十九条の百十七の二第二十項及び第二十一項」を「第三十九条の百十七の二第二十二項及び第二十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「同条第十七項又は第十九項」を「同条第十九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第三十九条の百十七の二第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十六項」を「第十八項」に、「第三十九条の百十七項」を「第三十九条の百十七の二第十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第三十九条の百十七の二第十六項」を「第三十九条の百十七の二第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十四項及び第十五項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三十九条の百十七の二第十四項」を「第三十九条の百十七の二第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十九条の百十七の二第十三項」を「第三十九条の百十七の二第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の百十七の二第十一項及び第十二項」を「第三十九条の百十七の二第十三項及び第十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十九条の百十七の二第九項又は第十項」を「第三十九条の百十七の二第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十九条の百十七の二第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三十九条の百十七の二第七項」を「第三十九条の百十七の二第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十九条の百十七の二第六項」を「第三十九条の百十七の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十九条の百十七の二第五項」を「第三十九条の百十七の二第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三十九条の百十七の二第四項」を「第三十九条の百十七の二第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第三十九条の百十七の二第三項」を「第三十九条の百十七の二第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の九十一第十三項第一号に規定する政令で定める金額は、同条第十項の規定により連結親法人に係る各課税事業年度（同項に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の同条第十項に規定する所得地方法人税額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結親法人の当該課税事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額の合計額

二　当該連結親法人の当該課税事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額又は当該連結子法人の当該連結事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額

第三十九条の百二十の二第一項第二号中「第三十九条の百二十の四第六項」を「第三十九条の百二十の四第八項」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

四　次条第十項において準用する第三十九条の百十六第三項に規定する部分対象外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関（同号イ(2)に掲げる外国法人に限る。）及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関（同号ロに掲げる外国法人に限る。）

第三十九条の百二十の三第一項中「次項及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三十九条の百十六」を「第三十九条の百十六第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第三十九条の二十の三第十項」を「第三十九条の二十の三第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、「第三十九条の百十五第一項」の下に「（第五号を除く。）」を、「若しくは第二項」の下に「（第十八号を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十九条の百十四の二第二十項（仁）に、「第三十九条の百十四の二第十九項第二号」を「第三十九条の百十四の二第二十項第二号」に、「第十五項各号」を「第十六項各号」に、「第十五項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の百十四の二第十五項（仁）を「第三十九条の百十四の二第十六項（仁）に、「第十六項」を「第十七項」に、「第三十九条の百十四の二第十五項第一号」を「第三十九条の百十四の二第十六項第一号」に、「第三十九条の百二十の三第二項各号」を「第三十九条の百二十の三第三項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ロに規定する政令で定める経営管理は、同号ロに規定する特定外国金融持株会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営管理とする。

第三十九条の百二十の四第二十二項中「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第四十条の七第六項各号列記以外の部分又は第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）」を「、法第四十条の七第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）又は法第六十六条の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に、「第三十九条の二十の四第二十二項」を「第三十九条の二十の四第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第三十九条の百十七の二第二十六項」を「第三十九条の百十七の二第二十八項」に、「第三十九条の百十七の二第二十九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第三十九条の百十七の二第十六項」を「第三十九条の百十七の二第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十九条の百十七の二第九項から第十二項まで」を「第三十九条の百十七の二第十一項から第十四項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第三十九条の百十七の二第二十三項」を「第三十九条の百十七の二第二十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第三十九条の百十七の二第二十項及び第二十一項」を「第三十九条の百十七の二第二十二項及び第二十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「同条第十七項又は第十九項」を「同条第十九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第三十九条の百十七の二第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十六項」を「第十八項」に、「第三十九条の百十七項」を「第三十九条の百十七の二第十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第三十九条の百十七の二第十六項」を「第三十九条の百十七の二第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十四項及び第十五項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三十九条の百十七の二第十四項」を「第三十九条の百十七の二第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十九条の百十七の二第十三項」を「第三十九条の百十七の二第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の百十七の二第十一項及び第十二項」を「第三十九条の百十七の二第十三項及び第十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十九条の百十七の二第九項又は第十項」を「第三十九条の百十七の二第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十九条の百十七の二第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三十九条の百十七の二第七項」を「第三十九条の百十七の二第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十九条の百十七の二第六項」を「第三十九条の百十七の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十九条の百十七の二第五項」を「第三十九条の百十七の二第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三十九条の百十七の二第四項」を「第三十九条の百十七の二第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第三十九条の百十七の二第三項」を「第三十九条の百十七の二第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同